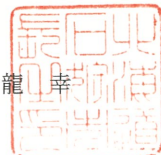


石狩市公示第92号

一般競争入札を行うので、石狩市契約規則（平成8年3月規則第11号）第7条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年7月21日

石狩市長 加藤 龍 幸



記

「本工事は電子入札の案件です」

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 市営住宅共用部照明LED化改修工事
- (2) 工事場所 石狩市内
- (3) 工事概要 花川団地14A、望来南団地、厚田南団地、新別狩東団地、青葉団地の共用部照明をLED照明へと改修する。
花川団地14A：60個、望来南団地：3個、厚田南団地：13個、新別狩東団地：56個、
青葉団地：2個
- (4) 工 期 契約日の翌日から120日間
- (5) 予定価格 9,350,000円（入札書比較価格 8,500,000円）
- (6) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
受注者は、週休2日による施工を実施しなければならない。

2 発注方式

制限付一般競争入札

3 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（石狩市の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システムの運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（システム停止日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「石狩市電子入札運用基準」によるものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 石狩市の競争入札参加資格者登録名簿に工事種別「電気」で登録されていること。
- (2) 石狩市に本店を有すること。
- (3) 石狩市電子入札システムへの利用申込及びICカードの利用者登録が完了していること。
- (4) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年3月要領第2号）の規定による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等であること等の理由により、石狩市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去 10 年間に当該工事と工事種別が同じでかつ予定価格のおおむね 3 分の 1 以上の元請施工実績を有すること。（単体・共同企業体のいずれの実績でも可とする。）
- (8) 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの者を配置することができること。
- (9) 対象者は、単体のみとする。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

- ①、②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 競争参加資格確認申請書等の提出期限等

- (1) 入札参加希望者は、「制限付一般競争入札参加資格審査申請書」（別記第 1 号様式）（第 4 条関係）に下記関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

※提出書類等については電子システムのウイルス対策強化により圧縮ファイルを添付できませんのでお気をつけください。

① 関係書類

- ア 同種工事施工実績書（別記第 2 号様式）（第 4 条関係）

- イ 同種工事等の施工を証明する以下の書面

- a 同種工事等に係る契約書の写しまたは工事实績証明書の写し
b 共同企業体により施工したものについては協定書の写し
c 施工概要が判断できる書面等の写し

- ウ 配置予定技術者調書（別記第 3 号様式）（第 4 条関係）

- エ 配置予定技術者の施工経験等を証明する以下の書面

- a 同種工事の施工経験に係る契約書の写しまたは工事实績証明書の写し
b 資格を有する証明書の写し

- オ 資本関係・人的関係調書（別記第 5 号様式）（第 4 条関係）

- (2) 天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。その場合は、「紙参加申込書」（紙様式 3）に「持参添付書類内訳書」（紙様式 6）と関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 電子入札システムで関係書類を提出することが困難な場合（石狩市電子入札運用基準第 2 章 4-2 に該当する場合を

いう。)は、「持参提出通知書」(電子様式1)を電子入札システムにより提出し、関係書類は「持参添付書類内訳書」(紙様式6)と共に紙により提出しなければならない。

(4) 電子入札システムによる提出期限

令和8年7月21日午前9時から令和8年7月27日午後5時まで。(電子入札システムが運用していない時間帯を除く。)

(5) 紙による提出期限等

① 提出期限

令和8年7月21日から令和8年7月27日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。(午後0時15分から午後1時までを除く。)

② 提出場所

石狩市役所3階 総務部契約課

連絡先 (0133)-72-3155 (直通)

③ 提出方法

持参することとし、郵送は認めない。

(6) 入札参加者の確認に関する書類の配付は、紙参加の場合のみ石狩市役所総務部契約課契約担当において、この告示の日から行う。

(7) 関係書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

(8) 入札参加資格の確認結果については、令和8年7月31日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

(9) その他

① 書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された資料は提出者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は、返却しない。

6 設計図書の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間及び時間

令和8年7月21日から令和8年8月5日までの3-(3)に示す電子入札システムの運用時間。

② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「その他の公開情報」

(2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑書(別記第4号様式)(第5条関係)を石狩市役所総務部契約課契約担当へ持参又は郵送して提出すること。

① 受付期間

令和8年7月21日から令和8年7月29日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(3) (2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間・時間

令和8年7月21日から令和8年8月5日までの3-(3)に示す電子入札システムの運用時間。

② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「入札公告情報閲覧」

7 入札期間

令和8年8月3日午前9時から令和8年8月5日午後3時まで(電子入札システムが運用していない時間帯を除く。)

8 開札の日時及び場所

(1) 日時：令和 8 年 8 月 6 日（木） 10 時 00 分

(2) 場所：石狩市役所 3 階 総務部契約課

9 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を入力し、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加は 8－(2) の開札場所へ 8－(1) の開札日時に持参すること。なお、再度入札の場合においても同様とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、積算した契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力（記載）すること。
- (3) 入札回数は概ね 3 回とするが、入札執行者の裁量により増やす場合がある。
- (4) 当該入札においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格を設定する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 石狩市契約規則第 17 条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本公示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 最低制限価格を下回った入札

11 工事費内訳書の提出

初度の入札書の提出に際し、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものを明示すること。なお、内訳書と入札金額を入力（記載）した入札書とは、対応関係にあるが、必ずしも入札書に入力（記載）する金額を拘束するものではない。

12 入札保証金

- (1) 入札者は、石狩市契約規則第 9 条の規定に基づき、開札日の開札時刻前までに当該入札者の見積る契約金額（消費税相当額を含んだ金額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - ① 納付方法は、地方自治法施行令第 167 条の 7 第 2 項及び石狩市契約規則第 9 条第 4 項から第 5 項及び石狩市契約規則運用方針（平成 9 年 3 月方針第 1 号）第 3 第 2 項の定めるところによる。
- (2) (1) にかかわらず、入札者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。
 - ① 当市が指定する金融機関等との間に入札保証の委託契約を締結し、その保証書を提出したとき。なお、当市が指定する金融機関とは、北海道信用金庫、(株)北海道銀行、(株)北陸銀行、(株)北洋銀行、北門信用金庫とする。
 - ② 保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
 - ③ 過去 2 年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ④ 当該一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 契約保証金

- (1) 当該工事に係る契約の締結に際し、石狩市契約規則第 41 条第 1 項及び石狩市契約規則運用方針第 17 第 1 項の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1) にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ① 当市が指定する金融機関等との間に履行保証の委託契約を締結し、その保証書を提出したとき。
 - ② 保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

③ 契約者から委託を受けた保険会社との間に、工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が、暴力団関係事業者等であると判明した場合又は石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けた場合は契約を行わない。

16 支払条件

部分払 無

前金払 有（契約金額の4割以内とする。）

中間前金払 有（契約金額の2割以内とする。）

17 その他

（1）入札参加者は、石狩市契約規則、競争入札心得（電子入札用）その他関係法令を遵守すること。

（2）その他不明な点については、石狩市役所総務部契約課契約担当に照会すること。